くらしの豆知識　携帯発電機やポータブル電源の事故に注意！

【事例1】停電中に、閉め切った屋内で発電機（携帯型）を使用していたところ、そこに居た人が一酸化炭素中毒になった。
【事例2】ネットでポータブル電源を購入した。商品が届き、動作確認のため小型のソーラーパネルを利用して充電しようとしたところ、接続部から発煙があった。メーカーは商品を新品と交換すると言っているが、返品・返金を希望したい。

災害時の備えなどにより、携帯発電機や、ポータブル電源の需要が高まっています。一方で自然災害による停電時など、屋内で携帯発電機を使用したことによる一酸化炭素中毒が疑われる死亡事故や、ポータブル電源の火災事故が発生しています。

【消費者へのアドバイス】

①携帯発電機は、室内では絶対に使用しないようにしましょう。また、屋外でも、換気の悪い場所・火気を使用する場所では絶対に使用しないようにしましょう。
②携帯発電機は、排気が建物に当たり本体に逆流すると火災になる恐れがあるので、製品ごとに定められた距離を、建物やその他の設備から離して使用しましょう。
③ポータブル電源は、製品・販売元がはっきりしている製品を選び、また回収・リサイクルに対応しているか確認しましょう。
④ポータブル電源の使用中の感電に注意しましょう。
⑤使用しているポータブル電源が、リコール対象製品となっていないか確認しましょう。
⑥困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口に相談しましょう。

問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課）☎㊥336、埼玉県消費生活支援センター川口☎048－261－0999

法律相談コラム　法律相談などで多い事例とそのアドバイス

学校内の事故

質問　**子どもが学校の部活動中に熱中症になり、救急搬送されました。子どもには後遺障害も残りました。学校側が事故の経緯や原因をきちんと説明してくれません。どうしたら良いでしょうか。**

回答　学校の設置者に対して、事故の調査を求めることが考えられます。

文部科学省は、学校内で重篤な事故が発生した場合において、学校の設置者が調査が必要であると判断した場合には、学校に速やかに調査を実施させるとともに、その結果を保護者に説明させるとの通知を出しています。さらに、学校の調査結果を踏まえて、学校の設置者がさらなる調査が必要と判断した場合には、外部専門家が参加する調査委員会を設置して詳細調査を実施するとしています。詳細調査の結果は報告書にまとめられ、保護者に説明が行われます。

令和元年度に学校の管理下で発生した熱中症の件数は、約5,000件です。特に中学生や高校生で多く発症し、体育やスポーツ活動中に生じることが多いです。熱中症により死亡するケースもあります。熱中症の予防に関しては、気温・湿度などの環境条件を把握し、それに応じた運動・水分補給・休憩をとることや児童生徒等の健康観察、健康管理を徹底することが重要であるとされています。詳しい内容は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成するパンフレットに記載されています。ぜひ読んでみて頂きたいです。

そして、上記調査では、部活動の顧問が、熱中症予防の観点から十分な対策を取っていたのか、そして事故後の対応が適切であったのか、さらには学校全体として事故対応に関する体制が整備されていたのかなどを調査します。

調査の話とは異なる内容になりますが、学校の対応に問題があるか否かにかかわらず、「学校の管理下」で発生した事故に関しては、上記日本スポーツ振興センターによる災害共済給付（医療費、障害見舞金等）を受けることができます。部活動中の事故も「学校の管理下」で発生した事故に当たります。

詳しくは弁護士にご相談ください。

問埼玉県弁護士会越谷支部☎962－1188　川原祐介（弁護士）

１月各種無料相談

☎996-2111

★１月１日㈷～３日㈪はお休みです。
★相談日が祝日の場合はお休みです（⑱を除く）。
※来庁（館・所）による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談
問秘書広報課　☎㊥373
法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日
午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人（電話による事前予約制）

②不動産相談
問秘書広報課　☎㊥373
マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）
日1月24日㈪
午前9時～正午
場市民相談室

③くらしの相談
問秘書広報課　☎㊥373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）
日1月12日㈬
午後1時30分～3時30分
場市民相談室

④行政書士相談
問秘書広報課　☎㊥373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
日1月17日㈪
午後1時～4時
場市民相談室

⑤司法書士相談
問秘書広報課　☎㊥373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約
日1月20日㈭
午後1時～4時
場市民相談室
定6人（電話による事前予約制）

⑥ＤＶ相談
問人権・男女共同参画課☎㊥811
ＤＶ被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）
日毎週月・金曜日
午前10時～正午　午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996－3955（ＤＶ相談支援室専用電話）

⑦女性相談
問人権・男女共同参画課☎㊥811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）
日毎週火～木曜日
午前10時15分～午後0時30分
午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人（電話による事前予約制）

⑧人権相談
問人権・男女共同参画課☎㊥811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談（人権擁護委員が対応）
日1月13日㈭
午後1時～4時
場市民相談室

⑨心配ごと相談
問社会福祉協議会☎995－3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）
日1月5日㈬・19日㈬
午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998－7616
（心配ごと相談専用電話）

⑩生活困窮者自立相談
問社会福祉課　☎㊥493
経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）
日毎週月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課　☎949－6317
（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑪こころの健康相談
問保健センター☎995－3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）
日1月17日㈪
午後1時～2時30分
場保健センター
定2人（電話による事前予約制）

⑫消費生活相談
問商工観光課　☎㊥336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）
日毎週月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑬内職相談
問商工観光課　☎㊥274
内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）
日毎週火曜日
午前10時～正午
午後1時～3時30分
場市民相談室

⑭若年者就職相談
問ゆまにて　☎996－0123
若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）
日1月5日㈬・19日㈬
午前10時～正午
午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人（電話による事前予約制）

⑮教育相談
問教育相談所　☎995－0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談（専任教育相談員が対応）
日毎週月～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～4時
場教育相談所（八條小学校西隣）

⑯家庭児童相談
問子育て支援課　☎㊥472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）
日毎週月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑰子育て相談
問だいばら児童館☎999－0321
子育ての不安や悩みごとについての相談（家庭教育アドバイザーが対応）
日1月27日㈭
午前9時～正午
場だいばら児童館（わんぱる）
定3人（電話による事前予約制）

⑱子育てコーディネーター
問やしお子育てほっとステーション☎951－0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月～金曜日
午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑲休日・夜間納税相談
問納税課　☎㊥330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
※相談はなるべく電話でお願いします
日1月16日㈰
午前9時～午後4時
毎週木曜日
午後5時15分～7時
場納税課